

滋労発基0617第3号
平成27年6月17日

滋賀県知事 殿

滋 賀 労 働 局 長

ゼロ災滋賀「命綱GO活動」への協力について（要請）

日頃から労働行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、滋賀県の建設業の労働災害については、中長期的に着実かつ大幅に減少してきましたが、平成25年以降、経験年数の浅い労働者の災害が急増するなど、短中期的には労働災害のリスクが高まっていることが懸念されています。

また、いわゆる担い手3法が施行され、今後、建設業を一層魅力ある産業へと発展させていくに当たって、職場での安全確保はその根幹をなすものであり、いわゆる改正品確法第3条において安全衛生の確保が基本理念で謳われるとともに、いわゆる建設業法令遵守ガイドラインの改訂により、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者の明確化が図られるなどしたところです。

滋賀労働局では、こうした状況を踏まえ、本年2月に、ゼロ災滋賀「命綱GO活動」実施要綱（別添1）を定めるとともに、本年5月に改定された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（別添2）の周知を図るなどしております。

既に別添のとおり関係業界団体に対して要請を行っておりますが、貴職におかれては、公共工事発注機関として、また建設業に関することを所管する機関として、本運動について趣旨を御理解いただくとともに、安全衛生法令に基づく最低基準の遵守のみならず、「命綱GO活動」実施要綱5の③（公共工事などにおける安全衛生対策）などの推進について積極的な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

滋労発基0617第3号
平成27年6月17日

県内各市長・町長 殿

滋 賀 労 働 局 長

ゼロ災滋賀「命綱GO活動」への協力について（要請）

日頃から労働行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、滋賀県の建設業の労働災害については、中長期的に着実かつ大幅に減少してきましたが、平成25年以降、経験年数の浅い労働者の災害が急増するなど、短中期的には労働災害のリスクが高まっていることが懸念されています。

また、いわゆる担い手3法が施行され、今後、建設業を一層魅力ある産業へと発展させていくに当たって、職場での安全確保はその根幹をなすものであり、いわゆる改正品確法第3条において安全衛生の確保が基本理念で謳われるとともに、いわゆる建設業法令遵守ガイドラインの改訂により、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者の明確化が図られるなどしたところです。

滋賀労働局では、こうした状況を踏まえ、本年2月に、ゼロ災滋賀「命綱GO活動」実施要綱（別添1）を定めるとともに、本年5月に改定された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（別添2）の周知を図るなどしております。

既に別添のとおり関係業界団体に対して要請を行っておりますが、貴職におかれては、公共工事発注機関として、また建設業に関することを所管する機関として、本運動について趣旨を御理解いただくとともに、安全衛生法令に基づく最低基準の遵守のみならず、「命綱GO活動」実施要綱5の③（公共工事などにおける安全衛生対策）などの推進について積極的な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

滋労発基0617第3号
平成27年6月17日

近畿地方整備局

滋賀国道事務所所長

琵琶湖河川事務所所長

大戸川ダム工事事務所所長

殿

滋 賀 労 働 局 長

ゼロ災滋賀「命綱GO活動」への協力について（要請）

日頃から労働行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、滋賀県の建設業の労働災害については、中長期的に着実かつ大幅に減少してきましたが、平成25年以降、経験年数の浅い労働者の災害が急増するなど、短中期的には労働災害のリスクが高まっていることが懸念されています。

また、いわゆる担い手3法が施行され、今後、建設業を一層魅力ある産業へと発展させていくに当たって、職場での安全確保はその根幹をなすものであり、いわゆる改正品確法第3条において安全衛生の確保が基本理念で謳われるとともに、いわゆる建設業法令遵守ガイドラインの改訂により、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者の明確化が図られるなどしたところです。

滋賀労働局では、こうした状況を踏まえ、本年2月に、ゼロ災滋賀「命綱GO活動」実施要綱（別添1）を定めるとともに、本年5月に改定された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（別添2）の周知を図るなどしております。

既に別添のとおり関係業界団体に対して要請を行っておりますが、貴職におかれては、公共工事発注機関として、また建設業に関することを所管する機関として、本運動について趣旨を御理解いただくとともに、安全衛生法令に基づく最低基準の遵守のみならず、「命綱GO活動」実施要綱5の③（公共工事などにおける安全衛生対策）などの推進について積極的な御協力を賜りますようお願い申し上げます。